



スマートに賢く 相続・贈与の最新情報お教えします

2020年12月27日

税理士 福田 真弓

# 今日の目的

---



相続・贈与の**最近の動向**を知り  
**ポイント**を理解しよう

# 贈与税の改正動向

# はじめに —民法と税法の役割の違い—



(相) 誰がいくらもらえるか  
(贈) どんなときに成立するか

税金はいくらか

民法

税法

# 相続と贈与の違い



死んだらもらう

相続

相続税

財産を



生前にもらう

贈与

贈与税

# 相続税の求め方

財産の評価額

×

税率

単価 × 量

10～55%



贈与で対策可能



対策は限られる

# 今後の贈与税の方向性（令和3年度税制改正大綱より）

## （3）相続税・贈与税のあり方

### ② 資産移転の時期の選択に中立的な相続税・贈与税に向けた検討

（前略）わが国の贈与税は（中略）富裕層による財産の分割贈与を通じた負担回避を防止するには限界がある。

諸外国では、一定期間の贈与や相続を累積して課税すること等により、資産の移転のタイミング等にかかわらず、税負担が一定となり、同時に意図的な税負担の回避も防止されるような工夫が講じられている。

今後、こうした諸外国の制度を参考にしつつ、相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税する観点から、現行の相続時精算課税制度と暦年課税制度のあり方を見直すなど、格差の固定化の防止等に留意しつつ、資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築に向けて、本格的な検討を進める。

# 暦年課税とは

【例】今年

父から 100万円

祖母から 50万円

基礎控除額 110万円

課税対象 40万円

$40万円 \times 10\% = 4万円$

【ポイント】

- ・ 基礎控除額： もらう人1人あたり／年110万円
- ・ 税率： 10～55%

# 相続時精算課税とは

【例】父から

H30/500万円	R1/2,000万円	R2/100万円
父⇔もらった人の特別控除額 2,500万円		課税対象 100万円

$$100万円 \times 20\% = 20万円$$

## 【ポイント】

- ・ 特別控除額： あげる人・もらう人の間で一生涯**2,500万円**
- ・ 税率： 20%
- ・ 対象： 60歳以上の祖父母や親から  
20歳以上の子や孫への贈与

# 暦年課税と相続時精算課税の比較

	暦年課税	相続時精算課税
贈与者	(制限なし)	60歳以上の親・祖父母
受贈者	(制限なし)	20歳以上の子・孫
税務署への届出	不要	要
控除額	年110万円	一生涯で2,500万円
税率	10~55%	一律20%
相続税への影響	原則なし <u>相続人等への相続前3年以内贈与に相続税課税</u>	あり すべてに相続税課税

# 「相続税」のかかる「贈与」もある

## 暦年課税

相続で財産を取得した人が  
被相続人から相続開始前 **3年以内** に贈与された財産

相続人以外



死亡保険金  
だけの人



年110万円  
以下の贈与



死亡年の贈与

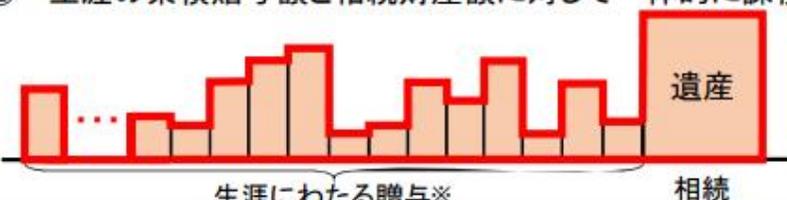
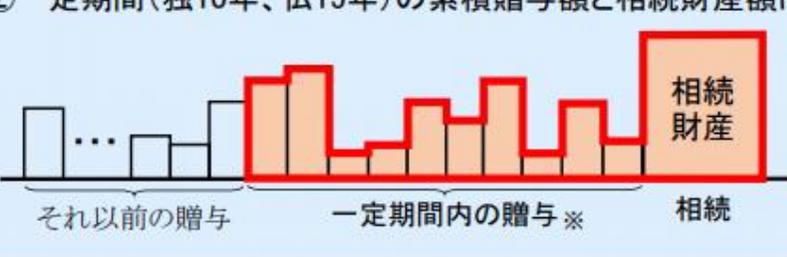
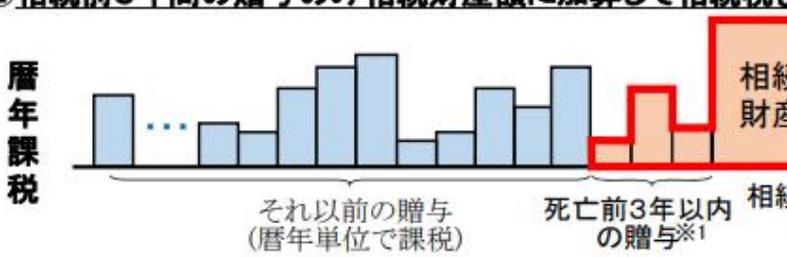
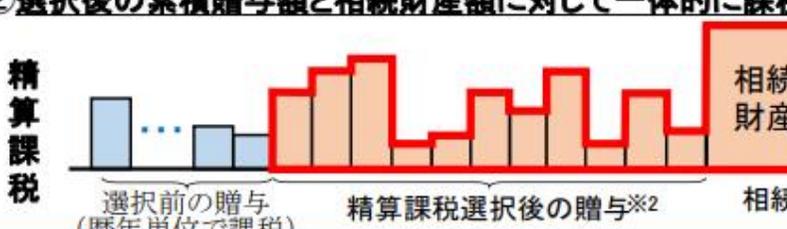


## 相続時精算課税

この方法で贈与税を計算したすべての財産

# 我が国と諸外国の相続・贈与に関する税制の比較

※出典：内閣府HP  
第4回税制調査会資料

<p>米 (遺産税方式)</p>	<p>①贈与税と遺産税は統合されており、 ②一生涯の累積贈与額と相続財産額に対して一体的に課税</p>  <p>○ <b>遺産税(相続税)を一体的に課税</b></p> <p>※ 過去贈与分に対応する税額(納付済みの実額)は、遺産税額から控除(控除不足額は還付)</p>	<p><b>一生涯の生前贈与と相続で税負担は一定</b></p> <p>⇒資産移転の時期に <b>中立的</b></p>
<p>独・仏 (遺産取得課税方式)</p>	<p>①贈与税と相続税は統合されており、 ②一定期間(独10年、仏15年)の累積贈与額と相続財産額に対して一体的に課税</p>  <p>○ <b>相続税を一体的に課税</b></p> <p>※ 過去贈与分に対応する税額(過去の累積贈与額に現行税率表を適用した想定税額)は、相続税額から控除(控除不足額は還付しない)</p>	<p><b>一定期間の生前贈与と相続で税負担は一定</b></p> <p>⇒資産移転の時期に <b>中立的</b></p>
<p>日本 (法定相続分課税方式)</p>	<p>①贈与税と相続税は別体系であり、 ②<b>相続前3年間の贈与のみ相続財産額に加算して相続税を課税</b></p> <p><b>暦年課税</b></p>  <p>○ <b>相続税を課税</b></p> <p>※1 死亡前3年間の贈与分に対応する税額(納付済みの実額)は、相続税額から控除(控除不足額は還付しない)</p> <hr/> <p>①贈与税と相続税は別体系であるが、 ②<b>選択後の累積贈与額と相続財産額に対して一体的に課税</b></p> <p><b>精算課税</b></p>  <p>○ <b>相続税を一体的に課税</b></p> <p>※2 選択後の累積贈与分に対応する税額(納付済みの実額)は、相続税額から控除(控除不足額は還付)</p>	<p><b>【暦年課税】</b> 生前贈与と相続では税負担が大きく異なる</p> <p>⇒資産移転の時期に <b>中立的でない</b></p> <p><b>【相続時精算課税】</b> 選択後は生前贈与と相続で税負担は一定</p> <p>⇒資産移転の時期に <b>中立的</b></p>

**選択制**

# 今後は相続税のかかる贈与が増える可能性大

## 現在

(原則) 暦年課税 (P8)

+ 死亡前 **3年分** の贈与に相続税課税 (P11)

(例外) 相続時精算課税 (P9)



## 今後の 方向性

【例えば…】

(原則) 暦年課税

+ 死亡前 **10年分** の贈与に相続税課税

(例外) 相続時精算課税

【例えば…】

(原則) **相続時精算課税**

(例外) 暦年課税

# 民法の改正動向

# 民法相続編の改正動向

## 遺留分

## 遺産分割

## 自筆証書遺言

## 配偶者居住権

## 特別寄与料

- ① 遺留分の金銭債権化
- ② 遺留分対象となる贈与の見直し

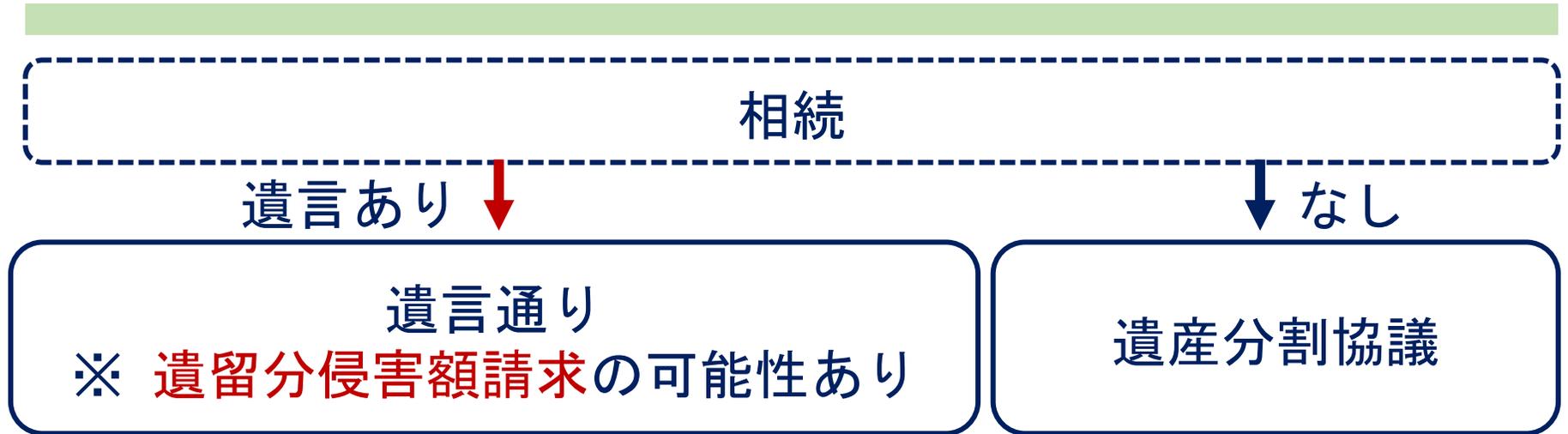
- ・ 持戻し免除の意思表示推定規定
- ・ 遺産分割前の預貯金の払戻し制度

方式緩和・保管制度創設

短期・長期

相続人以外による介護等に報いる方策

# 相続～遺産分割の流れ



遺留分：  
遺言が**ある**場合の取り分

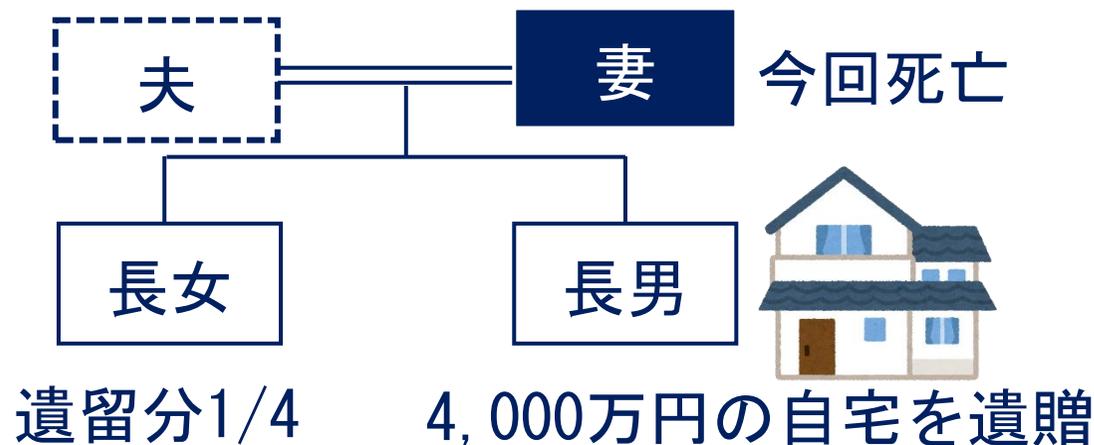
相続人	遺産に対する割合
直系尊属のみ	1/3
それ以外	1/2

※兄弟姉妹に遺留分はなし

法定相続分：  
遺言が**ない**場合の取り分

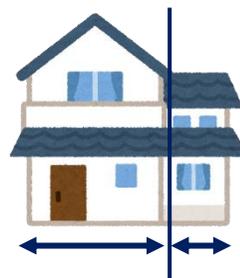
相続人	法定相続分
配偶者・子	1/2ずつ
配偶者・直系尊属	2/3・1/3
配偶者・兄弟姉妹	3/4・1/4

# ① 遺留分の金銭債権化とは



【改正前】

遺留分を返せ！



長男3/4・長女1/4

【改正後】

遺留分を払え！



長男→長女に  
1,000万円支払い義務

## ② 遺留分対象となる贈与の見直しとは

遺留分算定の基礎財産＝相続財産＋贈与－債務



対象範囲	改正前	改正後
相続人への贈与（特別受益）	期間制限なし	10年間
権利者に損害を加えることを 知って行った贈与	期間制限なし	期間制限なし
相続人以外への贈与	1年間	1年間

## ② 遺留分対象となる贈与の見直しとは

遺留分算定に含める相続人への贈与は  
相続開始前10年間に限ることに

原則、贈与後10年たてば  
遺留分侵害額請求の対象にならず

※令和1年7月1日以後の相続に適用

# 遺留分対象となる贈与の例



【長男への自宅の贈与は長女の遺留分対象になるか？】

贈与後10年以内		なる
贈与後10年超	原則	ならない
	長女に損害を加えることを知って行った贈与	なる (期間制限なし)

# (まとめ) 相続人への生前贈与、相続時の取扱い

## 【税法】

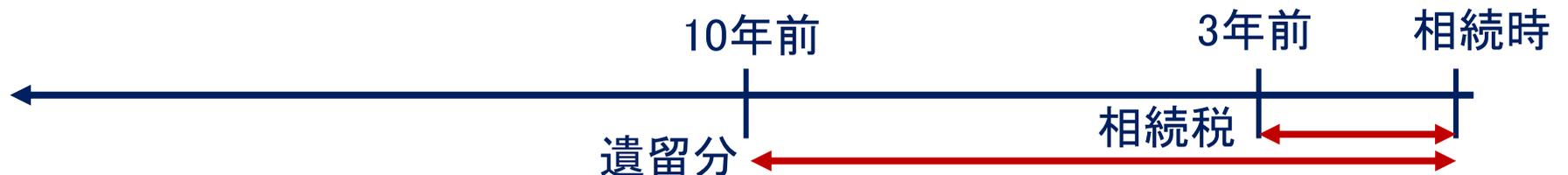
Q. 相続税の対象になる贈与は？

A. 相続開始前 3 年以内の贈与

## 【民法】

Q. 遺留分侵害額請求の対象になる贈与は？

A. (相続人) 相続開始前 10 年以内



考慮すべき範囲が違うので注意

# 財産が誰のものかは「名義」では判断しない

## 特に預貯金



### 【ポイント】

- ・ 資金の原資： 誰が稼いできたお金？
- ・ 管理・支配・運用の状況： 通帳や印鑑、カードを持ち自由に使えていたのは誰？

# 贈与は「あげた・もらった」と「はい、どうぞ」

## 【贈与の成立要件】

1. あげた・もらったという**両者**の意思があること
2. 財産の**引渡し**が済んでいること



贈与契約書



印鑑・通帳・カードの管理  
元本の使用収益



贈与税の申告納税

---

ご清聴いただき、ありがとうございました



(資料編)

相続税のかかる方向け  
贈与の効果的な実行法

# 贈与の損得 基本的な考え方

1. 相続税・贈与税は「累進税率」です。
2. 相続税の「限界税率」 > 贈与税の「実効税率」  
の範囲なら
3. 贈与税を払ってでも贈与をした方が  
トータルで考えると得になります。

## P1 1.の累進税率について

相続税・贈与税は「**累進税率**」です。

### ● **累進税率**とは？

移転する財産が多くなるほど  
高い税率を課税する仕組みのこと

## (相続税の速算表)

①法定相続分に 応ずる取得金額	②税率	控除額
1,000万円以下	10%	—
3,000万円以下	15%	50万円
5,000万円以下	20%	200万円
1億円以下	30%	700万円
2億円以下	40%	1,700万円
3億円以下	45%	2,700万円
6億円以下	50%	4,200万円
6億円超	55%	7,200万円

# (贈与税の速算表)

## 【一般税率】 特例税率以外

基礎控除後の課税価格	200万円以下	300万円以下	400万円以下	600万円以下	1,000万円以下	1,500万円以下	3,000万円以下	3,000万円超
税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額	-	10万円	25万円	65万円	125万円	175万円	250万円	400万円

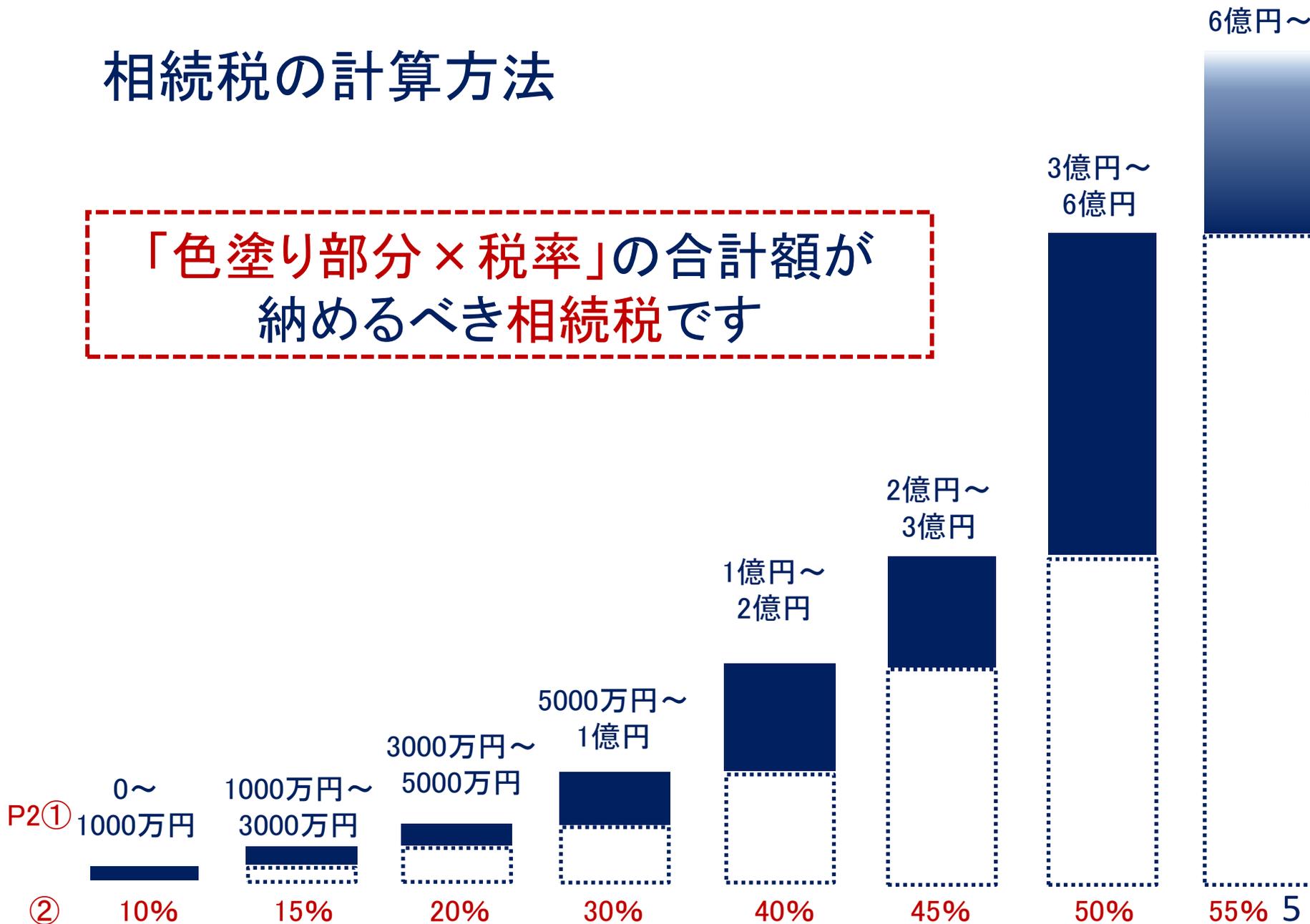
## 【特例税率】

直系尊属からその年の1月1日において20歳以上の者（子・孫など）への贈与

基礎控除後の課税価格	200万円以下	400万円以下	600万円以下	1,000万円以下	1,500万円以下	3,000万円以下	4,500万円以下	4,500万円超
税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額	-	10万円	30万円	90万円	190万円	265万円	415万円	640万円

# 相続税の計算方法

「色塗り部分×税率」の合計額が  
納めるべき相続税です



## P2 相続税の速算表はP5の計算を簡単にできるようにしたもの

①法定相続分に 応ずる取得金額	②税率	控除額
1,000万円以下	10%	—
3,000万円以下	15%	50万円
5,000万円以下	20%	200万円
1億円以下	30%	700万円
2億円以下	40%	1,700万円
3億円以下	45%	2,700万円
6億円以下	50%	4,200万円
6億円超	55%	7,200万円

※①に②をかけて控除額を引くと、P5の合計額と同じ結果になります。

## P1 2.の限界税率について

相続税の「**限界税率**」> 贈与税の「**実効税率**」  
の範囲内なら

- 相続税の**限界税率**とは？  
遺産に課される最も高い税率部分のこと

(例)

相続人 1 人、課税遺産総額8,000万円の**限界税率**は

遺産8,000万円のうち

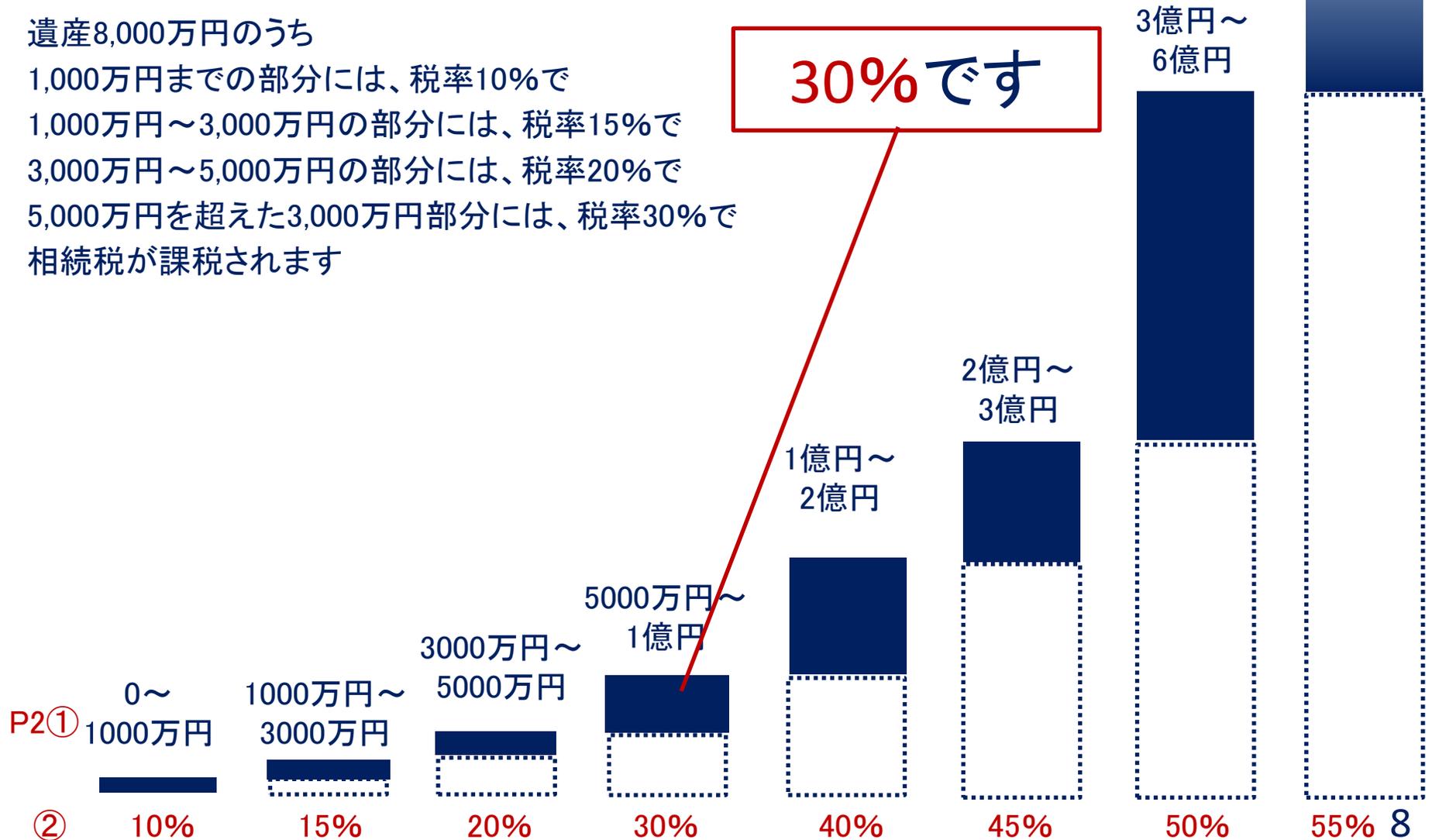
1,000万円までの部分には、税率10%で

1,000万円～3,000万円の部分には、税率15%で

3,000万円～5,000万円の部分には、税率20%で

5,000万円を超えた3,000万円部分には、税率30%で

相続税が課税されます



P1 2.の実効税率について

相続税の「限界税率」>贈与税の「実効税率」  
の範囲内なら

●贈与税の**実効税率**とは？

贈与額に対する実際の税負担割合のこと



②贈与税額

---

①贈与額

## P1 2.の実効税率について

相続税の「限界税率」> 贈与税の「実効税率」  
の範囲内なら

### ● 贈与税の**実効税率**とは？

贈与額に対する実際の税負担割合のこと



② 贈与税額

---

① 贈与額